

鳥取県告示第 394 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤 八丁目 9-23	エポック翼	米子市米原1460-7	自立訓練、就 労移行支援、 就労継続支援	平成19年4月 1日